

新潟県ふるさと雇用再生特別基金事業実施要領

第1 趣旨

現下の厳しい雇用失業情勢を踏まえ、新潟県ふるさと雇用再生特別基金（以下「基金」という。）を活用することにより、市町村及び一部事務組合（以下「市町村等」という。）が、地域の実情に応じて、地域の雇用再生のために、地域求職者等を雇い入れて行う事業（以下「基金事業」という。）を実施し、地域における継続的な雇用機会の創出を図ることとする。

第2 基金事業の内容

基金事業は、市町村等が、地域における継続的な雇用機会の創出を図るために、民間企業、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人（以下「NPO法人」という。）、その他の法人又は法人以外の団体等に対する委託により行う事業（以下「委託事業」という。）とし、平成20年12月1日以降に開始する事業から対象とする。

第3 基金事業の事業計画

市町村等は、事業を実施する年度の開始前に新潟県ふるさと雇用再生特別基金事業計画書（別紙様式）を作成し、別に定める日までに知事に提出しなければならない。

ただし、平成20年度事業については、この限りではない。

第4 基金事業の終了等

基金事業は、平成23年度末をもって終了する。

第5 委託事業

1 委託事業

(1) 基金事業の対象となる委託事業

- ① 事業例（別紙）を参考に市町村が企画した新たな事業であること（既存事業（実質的にそのように判断されるものを含む。）の振替でないこと。）。
- ② 建設・土木事業でないこと。
- ③ 雇用機会を創出する効果が高い事業であること。
- ④ 地域内にニーズがあり、かつ、今後の地域の発展に資すると見込まれる事業であって、地域における継続的な雇用が見込まれる事業であること（草刈り、単純清掃等の軽作業、事業継続性が見込まれない調査研究事業等は除く。）。

(2) 新規雇用する労働者

① 労働者の募集

新規雇用する予定の労働者の募集に当たっては、公共職業安定所への求人申し込みのほか、文書による募集、直接募集等においても募集

の公開を図るものであること。

② 労働者の雇用期間

新規雇用する労働者の雇用期間は、原則1年以上とし、更新ができるものであること。

ただし、事業の性質上、当該事業に従事する労働者と1年間の雇用契約を締結することが適当でないと認められる場合には、必要に応じて、6か月以上1年未満の雇用期間についても認めるものであること。

③ 失業者であることの確認

労働者を新規雇用する際に、本人に失業者であるか否かの確認を行うものであること。

なお、確認方法については、雇用保険受給資格者証、廃業届、履歴書、職務経歴書、その他失業者であることを証明できるものの提示を求めると等によることとする。

2 事業委託の対象者

事業委託の対象者は、民間企業、NPO法人、その他の法人又は法人以外の団体等であって委託事業を適確に遂行するに足る能力を有するものとする。

ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体は、委託事業の対象者とはしないものとする。

3 委託契約等

市町村等における委託事業に係る委託契約の際には、各市町村等の財務規則等に基づく競争性のある手続きを原則とするが、契約の性質又は目的が競争を許さない場合等については、例外的に随意契約に準じた手続きによるものとし、各市町村等の財務規則等に基づき、契約するものとする。

また、基金事業について、請負契約を締結し、請負先を一般競争入札又は指名競争入札により決定する場合は、低入札価格制度、最低制限価格制度を適宜利用するものとする。

なお、委託契約等には当該市町村等において規定する事項のほか、次の事項を含めなければならないものとする。

- (1) 委託事業の予定期間及び終了予定期日
- (2) 予定される事業費及び人件費
- (3) 事業に従事する予定の全労働者数及びそのうち新規雇用する予定の失業者の数
- (4) 事業で新規雇用する予定の労働者の雇用期間
- (5) 事業で新規雇用する予定の労働者の募集方法
- (6) 受託者は、労働者を新規雇用する際に、本人に失業者であるか否かを確認するものであること。
- (7) 委託者は、受託者が事業の実施にあたり1に反した場合には委託契約額の一部又は全部を返還させる権利を有するものであること。
- (8) 事業が終了した場合、受託者は前記(1)から(6)までの事項を内容を含む実績報告を作成し、委託者に提出しなければならないこと。

- (9) (8)により委託契約額を確定した結果、概算払いにより受託者に交付した委託費に残額が生じたとき、又は、委託費により発生した収入があるときは、委託者は受託者に対し、返還を命じなければならないこと。

4 各種助成金との併給調整

委託事業を行う事業主に対する委託費の支給事由と同一の事由により支給要件を満たすこととなる国の各種助成金（国が他の団体等に委託して実施するものを含む。）との併給はできないものとする。

なお、県が実施する委託事業等においても同様とする。

第6 事業計画全体としての要件等

- 1 第3に規定する新潟県ふるさと雇用再生基金事業計画書（変更があった場合は変更後の事業計画書）に盛り込まれた第5の規定により実施する事業が、年度ごとの当該事業計画全体として、次の要件に該当するものであることとする。

なお、当該要件は、市町村等が作成する年度ごとの事業計画全体として判断されるものであり、個々の委託事業については、本事業の趣旨を踏まえ、効果的な運用に努める必要がある。

- (1) 委託事業に係る経費のうち、失業者に向けられる人件費は2分の1以上であること。
- (2) 基金事業における人件費等の経費については、労働条件、市場実勢等を踏まえ、適切な水準を設定すること。
- 2 事業計画の策定や事業の実施に際しては、障害者、日系人その他就職が困難な者等特に各地域において支援が必要となる者の状況も踏まえ、こうした者に対し、雇用機会が提供されるよう配慮すること。

また、幅広い層の地域求職者等に雇用機会を与える観点から、特定の失業者のみを対象とした事業や教員等公務員の退職者対策のための事業とならないようにすること。

なお、事業で新規雇用する労働者に関しては、第5の規定により実施する複数の事業に同一の者が重ねて就くことのないよう留意すること

第7 その他

- 1 この要領に定める事項について、必要が生じた場合に必要な変更を施すものとする。
- 2 この要領に定めるもののほか、基金事業に関し必要な事項は、別に定めるものとする。